

# 令和2年度（2020年度）産業廃棄物の有害検定業務処理要領

## 第1 基本事項

- 1 この要領は、令和2年度（2020年度）産業廃棄物の有害検定業務が円滑かつ効率的に実施されるよう、必要な事項を定めるものである。
- 2 業務の受注者は、業務の実施にあつては、北海道と十分調整を図らなければならない。

## 第2 業務

### 1 試料の採取

北海道は試料の採取を行い、業務の受注者が指定する場所へ送付するものとする。  
なお、当該試料の送付は、令和2年（2020年）11月27日（金）までに行う。  
また、採取に係る費用及び送料は北海道が負担する。

### 2 試料の種類及び数量

- (1) 試料A・・・燃え殻（2検体）
- (2) 試料B・・・汚泥（10検体）

### 3 測定方法及び測定項目

#### (1) 金属等

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）により、各検体における次表の物質の溶出量を測定すること。

試料A (検体数2)	①アルキル水銀化合物、②水銀又はその化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒（ひ）素又はその化合物、⑦セレン又はその化合物、⑧1,4-ジオキサン
試料B (検体数10)	①アルキル水銀化合物、②水銀又はその化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機燐化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒（ひ）素又はその化合物、⑧シアン化合物、⑨ポリ塩化ビフェニル、⑩トリクロロエチレン、⑪テトラクロロエチレン、⑫ジクロロメタン、⑬四塩化炭素、⑭1,2-ジクロロエタン、⑮1,1-ジクロロエチレン、⑯シス-1,2-ジクロロエチレン、⑰1,1,1-トリクロロエタン、⑱1,1,2-トリクロロエタン、⑲1,3-ジクロロプロペン、⑳チウラム、㉑シマジン、㉒チオベンカルブ、㉓ベンゼン、㉔セレン又はその化合物、㉕1,4-ジオキサン

(2) 測定の委任について

測定項目の全部又は一部の測定について、第三者に委任してはならない。

4 測定結果報告書の提出

業務を終えた際には、速やかに測定結果報告書（正本1部及び副本3部）を北海道に提出しなければならない。

第3 精度管理等

- 1 北海道は必要に応じて精度管理の実施に関する資料やサンプルの提出を業務の受注者に求めることができるものとし、業務の受注者はこれに協力するものとする。  
なお、この資料やサンプル等の提出に係る送料は業務の受注者の負担とする。
- 2 北海道は、必要に応じ、測定精度の確認等のため、北海道が送付する検体を業務の受注者に測定させることができるものとし、業務の受注者はこれを測定し、その結果を北海道に提出するものとする。なお、検体の測定に係る費用については、業務の受注者の負担とする。

第4 その他

- 1 業務実施に必要な器具、試料の採取に係る容器等は業務の受注者が用意するものとする。

なお、試料の採取に係る容器については、プラスチック製採水容器等の堅牢で運搬時に破損による飛散流出のおそれのないものとする。

業務の受注者は、契約締結後7日以内に試料の採取に係る容器等を下記の場所へ送付するものとする。

- (1) 試料A（2検体）：オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係  
網走市北7条西3丁目
- (2) 試料B（10検体）：胆振総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係  
室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル

- 2 業務の受注者は、その他業務を行うに当たり疑義が生じた場合は、速やかに北海道と協議するものとする。